

労働基準関係法令違反に係る公表事案

兵庫労働局

最終更新日：令和7年2月1日

| 企業・事業場名称 | 所在地 | 公表日 | 違反法条 | 事案概要 | その他参考事項 |
|-------------------|------------|----------|---|---|------------|
| (株)楠田建設 | 兵庫県神崎郡市川町 | R6.3.19 | 労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第101条 | ベルトコンベヤーの回転軸に覆い等を設けていなかったもの | R6.3.19送検 |
| 丸田工業(株) | 兵庫県尼崎市 | R6.3.22 | 労働安全衛生法第20条 クレーン等安全規則第29条 | 工場内でクレーンを用いて荷を吊り上げる際、荷の下に労働者を立ち入らせたもの | R6.3.22送検 |
| (株)野村鍍金 神戸三田工場 | 大阪府大阪市西淀川区 | R6.5.10 | 労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第101条 | 鏡面研磨機の回転軸に附属する留め具に覆い等を設けていなかったもの | R6.5.10送検 |
| 日本シール工業(株) 出石工場 | 大阪府大阪市都島区 | R6.5.21 | 労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第107条 | 印刷機械のロールを掃除させる際、同機械の運転を停止させなかったもの | R6.5.21送検 |
| (株)ナチュラルノーサン 神戸本部 | 岡山県津山市 | R6.6.25 | 労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第130条の5 労働安全衛生規則第130条の6 | 食品加工用ミンチ機に蓋等を設けず、また、材料投入時に労働者に用具等を使用させなかったもの | R6.6.25送検 |
| (株)ディースタイル | 京都府京都市中京区 | R6.7.8 | 労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条 | 高さ約8mの建物屋上で、要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落防止措置を講じることなく労働者に作業を行わせたもの | R6.7.8送検 |
| (株)Vi-mile 神戸ミル | 大阪府大東市 | R6.9.25 | 労働安全衛生法第61条 労働安全衛生法施行令第21条 | 無資格の労働者にフォークリフトを運転させたもの | R6.9.25送検 |
| (有)イズタニ土木 | 兵庫県神戸市兵庫区 | R6.12.17 | 労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第157条 | 傾斜地で車両系建設機械であるローラーを用いて作業を行う際、誘導者を配置しなかったこと | R6.12.17送検 |
| (株)西播建設工業 | 兵庫県明石市 | R6.12.17 | 労働安全衛生法第33条 労働安全衛生規則第667条 | リース業者からローラーの貸与を受け、他社の労働者に使用させる際、必要な連絡や合図等の方法を通知しなかったもの | R6.12.17送検 |

兵庫労働局

最終更新日：令和7年2月1日

| 企業・事業場名称 | 所在地 | 公表日 | 違反法条 | 事案概要 | その他参考事項 |
|-------------|---------------|---------|-------------------------------|---|-----------|
| (株) SMC | 兵庫県神戸市 兵庫区 | R7.1.8 | 労働安全衛生法第61条 労働安全衛生法施行令第20条 | 無資格の労働者にフォークリフトを 運転させたもの | R7.1.8送検 |
| (株) 1 | 兵庫県宝塚市 | R7.1.22 | 最低賃金法第4条 | 労働者2名に、1か月間の定期賃金 合計約22万円を支払わなかったもの | R7.1.22送検 |
| (有) 奥西鉄工製作所 | 兵庫県美方郡 香美町 | R7.1.28 | 労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第256条 | 引火性の危険物を、点火源となるお それとなるアーク溶接機に接近させ たこと | R7.1.28送検 |